

友ヶ島松くい虫予防業務 仕様書

(樹幹注入剤による環境に配慮した松林保全対策事業)

- 1 委託名称 友ヶ島松くい虫予防業務
- 2 委託場所 和歌山市加太字苦ヶ沖島 2673番地（友ヶ島）の指定区域（別記1位置図参照）
- 3 履行期間 契約締結の日から令和8年3月13日まで
- 4 業務資格 90日以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある、次のいずれかに該当する専門技術者を雇用していること。
① 一般財団法人日本緑化センターが実施した松保護士の登録を受けた者
② 一般財団法人日本緑化センターが実施した樹木医の登録を受けた者
③ 公益社団法人緑の安全推進協会が実施した緑の安全管理士（緑地・ゴルフ場分野）の認定を受けた者
④ 国または地方公共団体において森林病害中防除（樹幹注入）に関する業務経験が過去10年間で1回以上実績がある者
- 5 業務範囲
(1) 対象松本数 31本相当（平均直径65.45cm）
(2) 処理薬剤、薬量及び防除効果年数
処理薬剤は、樹幹注入剤とする。
薬剤使用総量は、アンプル361本以上。ただし、処理薬剤は、農薬登録票によるものとする。防除効果年数は6年以上のものとする。
- 6 実施方法
(1) 重点処理地区分の選定による選定基準
ア 景観上重要木の選定
イ 前年枯死周辺木の選定
ウ 感染経路周辺木の選定
(2) 事前調査
施工本数の2倍の松樹について、松樹整備台帳（別記2）をもとに重点処理地区を中心に処理区域全域を調査すること。
(3) 事前調査結果報告
事前調査の結果報告書（別記3）を作成し提出すること。なお、結果報告書には、松樹整備台帳を参考に胸高直径から薬剤本数を記入し、かつ、松樹の損傷及び枯死状況を記入し報告すること。
(4) 処理樹木の決定
処理区域の選定及び事前調査結果報告に基づき市担当職員と協議の上、最終処理樹木を決定する。ただし、令和2年度から令和6年度までの施工木は除く。
(5) 施工木の被害調査
和歌山市が昨年度に樹幹注入を実施した施工木の被害状況を調査し報告書（別記4）を作成し提出すること。
(6) 作業要領
ア 樹幹注入は3月初旬までに作業を完了すること。
イ 施工木はポンチやコルクボーラー等で粗皮や甘皮を除去し、ヤニの出具合でマツが健康

かどうか判断し、健全であると判断したマツに薬剤注入を行うこと。

- ウ 処理樹木の記録用ラベルに施工日、松樹整備台帳にある松樹ナンバーを明記すること。
記録用ラベルが付いていない又は劣化して使用できない樹木については、アルミ製ラベル又は同等の耐久性のある記録用ラベルを作成し設置すること。
- エ 注入はガス加圧式分散注入法とすること。
- オ 処理剤用具の回収を徹底すること。

(7) 現地立会

開封前の薬剤容器の検収、作業終了後の薬剤空容器の検収及び対象松本数の30パーセント以上の施工状況について、市及び県の担当職員が現場立会を行うものとする。立会の日時については、事前に担当職員と協議し決定すること。

(8) 提出資料

ア 業務資格書類

「4業務資格」の条件を満たすことがわかる書類（例：雇用契約書・資格・経歴書等）を専門技術者等通知書（別記5）に添えて入札日から起算して7日以内に市担当課に提出すること。

イ 現場代理人等通知書

契約日から起算して7日以内に現場代理人経歴書（資格、職歴、作業経歴）を作成し現場代理人等通知書（別記6）に添えて提出すること。

ウ 施工計画書

契約日から起算して7日以内に本仕様書に基づき作成し施工計画書（別記7）を提出すること。

エ 工程表

契約日から起算して7日以内に事業名、現場代理人名、以下の各工種の工程を記載した工程表（別記8）を作成し提出すること。

工種①準備工（工事打合せ、薬剤発注、現場確認、作業準備）

②施工（樹幹注入作業、容器回収作業、注入難木再注入、容器再回収作業、ラベル記入作業）

③その他（書類及び写真整理、書類提出）

オ 材料承諾願

薬剤発注前に契約期間、使用薬剤の薬品名、薬剤量及び販売会社名を記載した書類（別記9）を市へ提出し、承諾を得ること。また、その際に胸高直径（樹幹部）に対しての薬剤使用本数、防除効果年数等、商品の仕様が明記されている書類を添えて提出すること。

カ 売上伝票

着手日までに材料承認願で承認を得た日付、商品名、薬剤数量及び販売会社名その他必要事項が記載され、商品の購入が確認できる伝票等の写しを提出すること。また、担当職員が必要と認めた場合、伝票等の原本を提示すること。

キ 着手届

着手日を記載した書類（別記10）を作成し、着手の7日前までに提出すること。

ク 完了届

以下の書類を添えて完了届（別記11）提出すること。

①防除対象松樹全域図

友ヶ島（沖ノ島）全域図を作成し、松樹整備台帳をもとに防除対象松樹のナンバーを全域図に記すこと。また、過年度実施した松樹と今年度実施した松樹が分かるように記すこと。

②作業日報

作業実施日時、現場責任者名、事業名、実施場所、作業内容、薬剤名、施工木本数、薬剤量及び作業人数を記載した日報（別記12）を提出すること。

③樹幹注入施工表

施工場所、調査年月日、施工年月日、施工薬剤名、防除対象松樹ナンバー、直径、対象松ごとの薬数、使用したボトル数、備考として施工木の損傷状態を記載した施行表（別記13）を提出すること。

④実施工工程表

エで作成した工程表に実施した工程を追記して提出すること。

⑤施工写真台帳（別記14）

・薬剤検収

薬剤が梱包された箱を開封し、薬剤総本数がわかるよう撮影すること

・薬剤有効期限

薬瓶に記載されている有効期限がわかるよう撮影すること。

・施工写真

全ての施工木について施工中の写真を撮影すること

樹幹注入松樹の30パーセント以上を担当職員立会写真とすること。

担当職員立会写真については、施工手順に沿って以下のとおり撮影すること

施工前（施工木の胸高直径の確認及び使用薬剤本数がわかるよう撮影すること）

施工中（施工木の前で薬瓶が空であることがわかるよう撮影すること）

施工後（施工木の前で薬瓶及び作業機材がわかるよう撮影すること、また、記録用ラベルの内容がわかるように撮影すること）

・作業終了後

薬剤の空き容器の検収として、空き容器の総本数がわかるよう撮影すること。

7 特記事項

- ・処理方法等で生じた枯損については、その補償を求める。
- ・委託事業実施に伴い、第三者に損害を与えたとき（その恐れのあるときを含む。）は、委託事業者の責任において解決すること。
- ・天候等で渡船が欠航した場合の費用損失については、委託事業者の負担とすること。
- ・市担当職員から薬剤検収として、薬瓶の開封点検を求められた場合は応じること。

8 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で観光課長あて指定されたメールアドレスに提出すること。

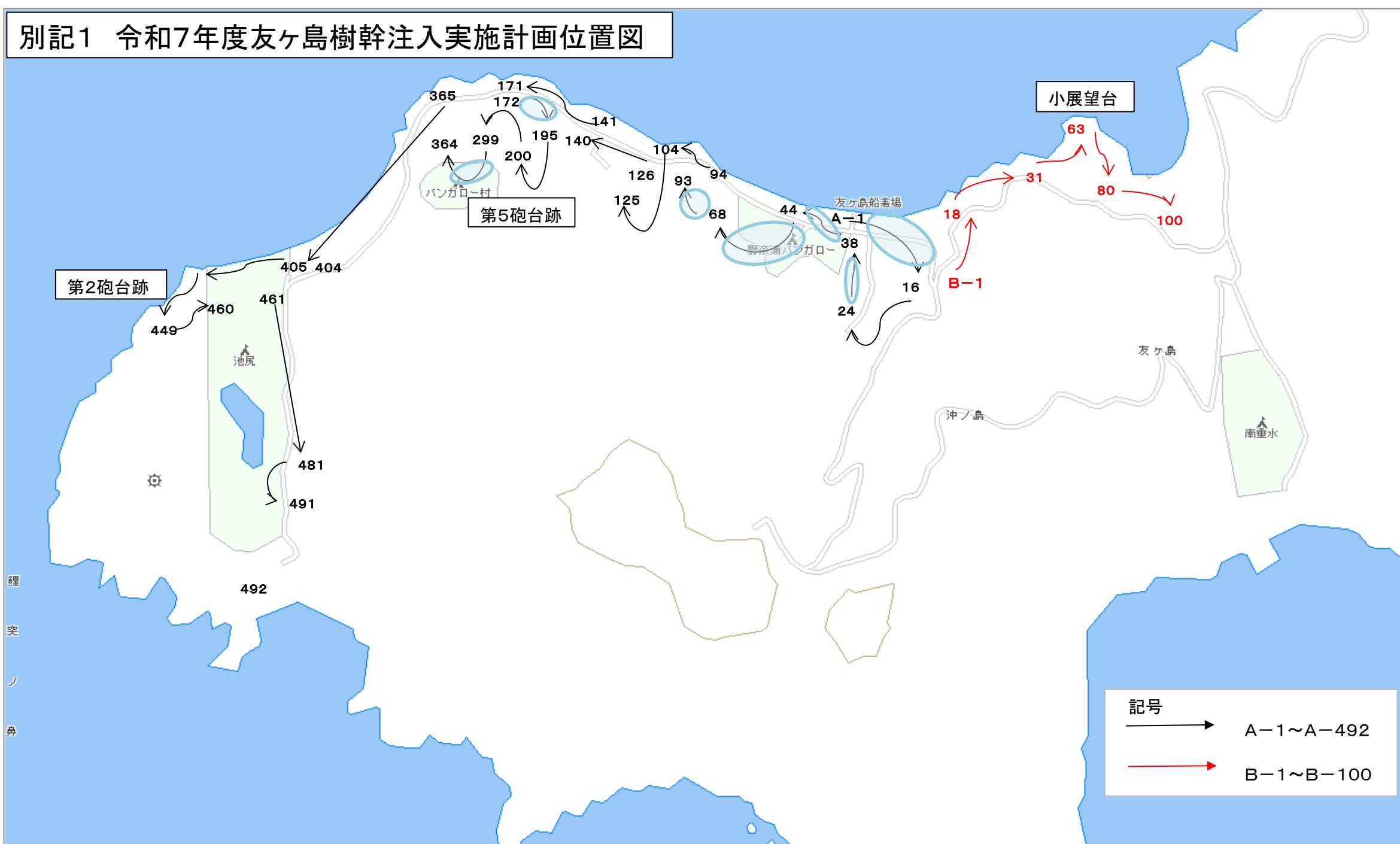
メールアドレス：kanko@city.wakayama.lg.jp

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入

札・契約情報画面において公開するものとする。

別記1 令和7年度友ヶ島樹幹注入実施計画位置図



松くい虫整備台帳(友ヶ島)

別記2

松樹No.	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8	
	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数
A - 1	91	17											92	17		
3	79	14											83	15		
4							53	9								
5	77	14											81	15		
6							33	5								
7							46	8								
8																伐採
9	44	7											45	8		頭切り
10	64	11											67	12		
11							67	12								腐り
12													104	19		
13							61	11								
14	77	14											78	14		
15											87	16				
16							74	13								Noナシ
17							97	18								柵の中
20							66	12								建物奥
24							93	17								
25							71	13								
26																倒木
27	79	14											81	15		
28							61	11								三又
29							124	23								Noナシ
30	86	16											88	16		
31							84	15								
32							62	11								
33							37	6								枝少ない
34									73	13						
36	101	19											101	19		
38									87	16						上方ニ又
39	79	14											80	15		
40									51	9						クサリ
41							64	11								
42	74	13											79	14		一部枝切
43									63	11						
44									59	10						クサリ
46	34	5											38	6		道反対側へ
47									68	12						クサリ
50	43	7											48	8		鳥居横
51									57	10						
52	29	4											33	5		
54	46	8											49	8		
57	74	13											76	14		
60	63	11											64	11		お宮横
63	44	7											47	8		
64	56	10														倒木
67	41	7											41	7		クサリ
68									46	8						クサリ、頭折れ(階段下)
70	46	8											49	8		
72	69	12											71	13		
73	78	14											78	14		
74	78	14											80	15		
75	91	17											93	17		
76	64	11											68	12		お宮下斜面
79			69	12										73	13	No75近くの斜面
81	61	11											64	11		斜面、No79上方
82													47	8		No83から斜め上
83							58	10								斜面、No81上方
87																無い?
88a			31	5										31	5	電柱の上、二又
88b			23	3										23	3	海側

松樹No.	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	直径	葉数	備考
479							60	11									
480							57	10									クサリ
481																	上方ニ又、腐り、やらない
492					93	17											孝助の松
B-1							56	10									垂水方面へ
3											69	12					
12																	やらない(食害多)
18																	階段の樹
26																	道中
32																	小展望入口
34																	
35																	
36																	
37																	
38																	
40																	
41																	
42																	
44																	
45																	
46																	
47																	
49																	
51																	
53																	
55																	
56																	
57																	
58																	
59																	
60																	
61																	
62																	
63																	クサリ多い
64																	クサリ多い
65																	クサリ多い
67																	クサリ多い
68																	
74																	道から少し下りた所
75																	
76																	
77																	
78																	
80																	半島出口
82																	半島向かい側斜面
88																	道右上
89																	道右上
90																	道右上
92																	道左下
92 - 1																	頭折れ、葉少い
93																	No94左下、クサリ
94																	
94 - 1																	
95																	
100																	
対象松本数	31	31	34	24	46	19	31	30									
薬剤本数	331	341	344	274	450	189	361	330									
二又本数			2												1	二又のため、松本数を調整する用	

事前調查結果報告書

別記3

調査年月日											
調査場所		友ヶ島(沖ノ島)									
No	松樹No	松樹直径(cm)	場所	薬剤数	被害状況	No	松樹No	松樹直径(cm)	場所	薬剤数	被害状況
1						41					
2						42					
3						43					
4						44					
5						45					
6						46					
7						47					
8						48					
9						49					
10						50					
11						51					
12						52					
13						53					
14						54					
15						55					
16						56					
17						57					
18						58					
19						59					
20						60					
21						61					
22						62					
23						63					
24						64					
25						65					
26						66					
27						67					
28						68					
29						69					
30						70					
31						71					
32						72					
33						73					
34						74					
35						75					
36						76					
37						77					
38						78					
39						79					
40						80					

施工木被害状況調査報告書

別記4

調査年月日					
調査場所		友ヶ島(沖ノ島)			
No	松樹No	松樹直徑 (cm)	場所	薬剤数	被害状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
施工松数		合計直徑	平均直徑	薬剤総数	

別記 5

年　　月　　日

様

受託者 住 所
氏 名

(印)

専門技術者等通知書

業務名

年　　月　　日付けで入札した上記委託の仕様書中「4 業務資格」に該当する専門技術者について、別紙経歴書を添えて通知します。

専門技術者

別記 6

年 月 日

様

受託者 住 所
氏 名

(印)

現 場 代 理 人 等 通 知 書

業 務 名

年 月 日付で契約を締結した上記委託の現場代理人を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

現場代理人

経歴書（ ）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

資 格

1 年 月

2 年 月

3 年 月

職 歴

1 年 月

2 年 月

3 年 月

業務経歴

1 年 月

2 年 月

3 年 月

4 年 月

- [注]
- 表題の（ ）には、現場代理人・専門技術者等該当するものの名称を記載すること。
 - 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別、登録（合格）番号を記載し、その写しを添付すること。
 - 業務経歴は、業務名及び現場代理人等の任務を記載すること。

別記7

年　月　日

施 工 計 画 書

和歌山市長 様

請負者
現場代理人 印

年度友ヶ島松くい虫予防業務

1. 施工方針
2. 処理樹木の選定
3. 薬剤本数の決定
4. 薬剤の使用
5. 施工手順

和歌山市長

樣

年 月 日

業務 工程表

[注] 業務内容に応じ、ネットワーク式とする。

年 月 日

様

受注者名

現場代理人

印

材 料 承 諾 願

次の委託に使用する材料について、別添資料に基づき使用したいので、承諾をお願いします。併せて、材料の販売元(調達先)を報告します。

1 委 託 名

2 工 期 年 月 日 から
年 月 日 まで

3 材料名及び調達業者

材 料 名	販売(調達)業者 ※製造所ではありません
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

使用することを承諾する。

年 月 日

課 長	班 長	担当者

別記 10

着 手 届

1. 業務名

2. 施工場所

3. 契約年月日

上記事業は 年 月 日から着手しますのでお届けいたします。

年 月 日

和歌山市長 尾花 正啓 様

受託者 住所

氏名

印

別記 1 1

完 了 届

1. 業務名

2. 施工場所

3. 契約年月日

上記事業が 年 月 日に完了しましたのでお届けいたします。

年 月 日

和歌山市長 尾花 正啓 様

受託者 住所

氏名

印

作業日報

作業実施日	
作業時間	
現場責任者	
事業名	
実施場所	
作業内容	
薬剤名	
松樹	
薬剤量	
作業人数	
備考	

樹幹注入施工表

別記13

写真

件名

作業内容

写真

件名

作業内容

写真

件名

作業内容

委託業務契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は友ヶ島松くい虫予防業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から令和8年3月13日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 乙は、その責めに帰すことができない理由により契約期間内に委託業務を完了できないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した遅延賠償金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

第15条 甲は、必要があるときは、通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。

ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確

定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の不完全履行責任）

第19条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

（秘密の保持等）

第20条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長　　尾　花　正　啓

乙